

巻頭言

労働者協同組合法施行に向けて 基本原理としての 「意見反映」を考える

藤井 恵里 (ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン代表/協同総理事)

労働者協同組合法の施行を10月1日に
ひかえて、協同労働への関心や期待感
は高まりつつある。

毎年開催されている「社会的事業のし
ごと説明会」(協同組合バンク運営協議会
よい仕事ステーション主催)にワーカー
ズコープとワーカーズ・コレクティブは
労働者協同組合枠で参加し学生の皆さん
に協同労働を紹介したり意見交換を行っ
ている。5月21日にWEBで開催された
説明会には30人以上の学生が参加した。
いつもは閑散としている労働者協同組合
グループのトークルームに、今年は14人
の参加があり、おおぜいの学生が参加し
たことを見ても関心の高さが証明され
る感じた。

「そもそも、協同労働ってどんな働き
方なのかよくわからない。」「どんな仕事
をするのか?」「自分がやりたいことを協
同労働の場ではどう実現できるのか?」
「一人の困ったを事業にするってどうい
うことなのか。」多くの質問が寄せられた。

これまでの「働く」は、企業に雇われ
ること、誰かに使われて働くという概念
がほとんどを占めていたわけで、こう
いった質問が出されるのも当然のことだ
と思う。

労働者協同組合法が成立して以降、数
多くの学習会やフォーラム、大学等にも
招かれて法律や協同労働の話を見せてい
ただいてきた。

労働者協同組合の基本原理である「出
資・意見反映・従事」について、出資と
従事については理解されやすいが、「意
見反映」が具体的にどういうことなのか
がなかなかイメージしにくい。

法律には意見反映に関する条文があ
る。簡単に書くと以下の3つである。

「事業を行うに当たり組合員の意見が
適切に反映されること」「組合員の意見
を反映させる方策を定款で規定するこ
と」「組合員の意見を反映させる方策の
実施状況とその結果を通常総会で報告す
ること」とある。

一部の企業等で実施している、いわゆ
る提案制度とは全然違う。こちらは、社
員の提案を採用することで、モチベー
ションと生産性UPにつなげ、結局のと
ころ会社の業績や事業効率を上げるこ
とにつなげている。意見を反映させてい
ることには違いはないが、行う事業の
内容や運営を左右する類のものでは決
してないし、ましてや、持続可能で活
力ある地域社会の実現につながるこ
となのかどう

かはわからない。

労働者協同組合は、同じ思いの仲間と豊かな地域社会づくりを事業を通して実現し、ともに生きる社会を目指す。組合員（仲間）が出資することで共同で所有し、協同して働く。集まった仲間は事業に対して応分の権利と責任を持つ。

協同組合原則にもあるように、組合員は自発的、主体的に事業や組合に関わり、意見することが求められる。意見がなければ反映もできないからだ。

「反映すべき意見」とは、「どんな事業を誰のために行い、持続可能な地域社会を自らが行う事業でどう実現していくのか」といった事業目的や内容から「どのように働くのか」といった自らの働き方や組織運営に至るまで実に幅が広く、集まったみんなで組合（組織）を作り上げていくために必要なものだ。

そして重要なのは、出された意見が反映されていく過程だと思う。一人の意見を反映させればいいというものではない。出された意見に対してさらに意見を求め、対話の中で相互の意見の一致を図る、いわゆる合意形成が大切だ。これは、「協同労働」の根幹をなすといっても過言ではないと思う。

合意形成の過程では、話し合う相手を尊重し、お互いの意見や話を聞くことで、認め合う関係性が構築される。この繰り返し、組織をしなやかで強いものにしていく。

協同組合が結論を出すのに時間がかかるのは、こういった過程を大切に、組織としての意見を創り出しているからだ。

これまで、実践してきたものにとっては当たり前のことだが、新たにこの協同労働を実践していきたい人たちに何をどう説明し、見せていけばイメージと理解が進むのか、そして何より、このことをどう言語化していったらよいのかが、今一番の悩みだ。

とはいえ、施行まで残すところ4か月を切った。まだまだ都道府県の動きは鈍く、具体的な施策が提示されず歯がゆい。ワーカーズ・コレクティブの中には10月1日の施行に合わせ組織変更や新規取得を目指す団体、加えて2つ以上集まれば連合会も設立できると検討している団体もある。こういった情報と動きをWNJとして漏らさず共有し、一般からの問合せや相談に応じる材料として蓄積し、寄り添う支援体制の構築を急ぐ必要がある。

私たちは、ワーカーズ・コレクティブが生まれた時から「協同組合型地域社会づくり」を目指してきた。あらためて「地域コミュニティづくり」「働く」そして「生きる」ということを自らの手で、自らの足元に置きなおし、40年の実践に恥じない協同労働のあるべき姿を1つ1つの事業所が魅せていくことができるよう労働者協同組合法施行とともに進めていきたい。